

井川町特別職報酬等審議会  
答 申 書

令和5年8月

## 1 はじめに

当審議会は平成17年に特別職の減額改定を行って以降の開催であり、前回の改定は、市町村合併が決裂し、自立計画を策定したことから、井川町議会議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料を減額することを答申した。

令和5年5月12日に井川町議会から町に対し、井川町議会議員定数及び報酬に関する提言書が提出されたこと、さらに審議会がしばらく開催されていないことなどから、開催の運びとなった。

令和5年6月21日、井川町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、井川町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、井川町長より諮問を受けた。

審議に当たっては、各種資料に基づき、現在の状況や類似団体との比較、井川町議会から出された提言書の内容などを良く審査し、町民の代表としての自覚と責任のもと、公平な立場で慎重に審議した。

## 2 審議会の開催状況

- 第1回審議会 令和5年6月21日
- 第2回審議会 令和5年7月 6日
- 第3回審議会 令和5年7月27日

## 3 審議経過及び内容

令和5年6月21日に第1回目の審議会を開催し、延べ3回の審議が行われた。

はじめに議員報酬について審議した。井川町議会から提出された提言書において、報酬算定の基礎とした、原価方式について議論した。その中で、町長と議員の仕事内容を同一に捉えることが、ふさわしくないという意見が多数出された。また、算定項目の議員活動(領域C)について、正確な数字と捉えられないとの意見も多く出された。

議員報酬を増額することに対しては、議員定数を削減する中での増額については、肯定的な意見が多く出された。また、職業としての議員報酬を考えた場合、現行の報酬額では少ないとの意見も出された。ただし、提言された報酬額は、県内町村と比較しても、町民の理解を得られる金額ではないとの意見が多数を占めた。議員活動は同一であるとの考えから、秋田県内の町村議員報酬との比較も重要であるとの意見も出された。

次に、町長、副町長及び教育長の給与について審議した。町長、副町長は秋田県町村の平均的な給料で決して低くはないこと、教育長については、県内でも3番目に低い給料となっていることを確認した。

#### 4 議員報酬について

委員の意見として、以下のとおり3つ意見が出された。

- (1)現在の報酬額に留める意見
- (2)議員定数12名の報酬等の総額の中で、1名定数を削減した相当分を増額するべきとの意見
- (3)一律に削減した平成17年の報酬に戻す意見

(2)の意見が多数を占めたが、(3)の意見も複数あったことから、報酬額に幅を持たせた答申とすることに決定した。

議 長 271,000円～280,000円の範囲内の額

副議長 244,000円～250,000円の範囲内の額

議 員 231,000円～235,000円の範囲内の額

※改定時期については、次の改選期である令和6年2月1日が適当である。

※委員長報酬については、秋田県内での町村で採用しているところがないことから、今回の審議会では採用しないこととする。

#### 5 町長、副町長及び教育長の給料について

委員の意見として、議員報酬を増額するのであれば、町長、副町長及び教育長の給料も増額するべきとの意見もあったが、町長及び副町長については、秋田県内町村の平均額を上回っていることなどから、据え置くべきとした。教育長については、県内町村の平均額相当とする意見があった。また、井川町職員の最高年収者と比較すると、ほぼ同額であることから、増額することに決定した。

町 長 710,000円(据置き)

副町長 567,000円(据置き)

教育長 515,000円(20,000円の増額)

※改定時期については、令和6年1月1日が適当である。

#### 6 付帯意見

審議会における議論の中で次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- (1)議員活動が町民の目に見えない状況である旨の発言が多く寄せられたことから、今後は活動の状況を今以上に町民に公開する必要がある。議員はすばらしい職業であり、魅力のある仕事と捉えられるよう期待する。
- (2)人口規模に比較し、議員定数が多いとの意見が多数寄せられた。現時点でも定数10名が適当との意見が多数である。
- (3)平成17年の開催から18年間、審議会が開催されて来なかったことを反省し、今後は経済状況や社会情勢を勘案しながら、数年に一度は開催することが望ましい。

## 7 おわりに

今もなお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方がたくさんおられる中、先行きが見えない状況が続いている。今後の人口減少問題、経済状況の見通しが捉えづらい状況において、報酬の結論を導くことは、非常に難しいものであった。

最後に議員並びに町長、副町長及び教育長においては、今回の議論を踏まえて町民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な行動を示すことにより、町民の納得を得るよう努めるべきである。今後の井川町の発展と町民の福祉向上のため、なお一層のご尽力を期待する。

以上、令和5年6月21日付け、井発第3493号による井川町長からの諮問に対し答申する。

令和5年8月8日

井川町特別職報酬等審議会